

(仮称)次期明石市環境基本計画

(骨子案)

平成 23 年 8 月 30 日

目 次

1	計画の基本的事項	1
(1)	環境基本計画とは	1
(2)	これまでの経緯	1
(3)	計画策定の背景	2
(4)	計画の位置づけと役割	3
(5)	計画の対象	4
(6)	計画の期間	4
2	明石市の環境の現状	5
(1)	市域の概況	5
(2)	環境の現状	8
3	計画の基本理念とめざす環境像	14
(1)	明石市のめざす環境像	15
(2)	計画の基本理念	16
(3)	基本方針	17
4	推進施策	18
(1)	施策の体系	18
(2)	実現に関する基本施策	19
5	計画の推進	21
(1)	計画の推進体制	21
(2)	計画の進行管理	22
(3)	計画の見直し	22
6	環境行動指針	23
(1)	市の環境行動指針	23
(2)	事業者の環境行動指針	23
(3)	市民の環境行動指針	23
7	計画策定の経緯など(添付資料)	

第1章 計画の基本的事項

(1) 環境基本計画とは

環境基本計画とは、明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例に定める基本理念を具体化するための計画です。本計画は環境の保全と創造を図るという中長期的な視野と、施策を実現していくという実務的な視野が必要です。

(明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例 抜粋)

(基本理念)

第2条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境の確保がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることにかんがみ、これを将来にわたって維持し、及び向上させ、かつ、現在及び将来の世代の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市の実現を目的として、エネルギーの合理的かつ効率的な利用、資源の循環的な利用その他の環境の保全及び創造に関する行動について、市、事業者及び市民が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、環境への十分な配慮を行うことにより推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力、連携して推進されなければならない。

4 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(2) これまでの経緯

本市では平成 11(1999)年 6月に環境施策に関する基本的な事項及び環境保全に関する規則などについて定めた「明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例」(以下、「環境基本条例」という)を制定しています。この条例制定を受け、平成 12(2000)年 2月に「明石市環境基本計画」を策定し、よりよい環境の保全、創造に必要な取り組みを推進してきました。

また、平成 19(2007)年 3月には、環境問題を巡る情勢の変化や計画に挙げられた施策の推進体制の確立といった課題などに対応するため、平成 19(2007)年度から平成 22(2010)年度までの4年間を計画期間とする「明石市環境基本計画」に改定しました。

この「明石市環境基本計画(改定版)」では、市全体の環境の保全と創造に取り組む気運を盛り上げ、計画全体を牽引する13の先行的な取り組みをリーディングプロジェクトとして位置づけ、市民・事業者・行政の協働組織であるエコウイングあかしを立ち上げ、取り組みを推進してきました。また、行政が率先して実施する45の取り組みについても、明石市環境マネジメントシステムを活用し推進してきました。

(3) 計画策定の背景

平成 20(2008)年 6 月、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、明石市においても市の事務事業だけでなく、市域全体での温室効果ガス排出量削減に関する計画策定が義務付けられ、平成 23(2011)年 3 月、「ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン（明石市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

また、平成 23(2011)年 3 月、「つなごう生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略」を策定し、市内の自然環境の保全に関する方針を定めました。

環境施策の推進に関しては、より具体的な内容を定めた 2 つの個別計画が策定されています。

国、県、市の経過の一覧を挿入

(4) 計画の位置づけと役割

本計画は、明石市における環境全般に関わる取り組みの基本となる考え方、めざす環境像、取り組み内容を示すとともに市民、事業者、行政それぞれの役割を明らかにし、本市の望ましい環境像の実現をめざすためのマスタープランです。

したがって、市が環境に関わる計画を策定し、実施する際には、本計画との整合性を図り、本計画を基本として市を挙げて取り組みを推進していく必要があります。

また、環境基本法（平成5年法律第91号）や兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」（平成7年兵庫県条例第28号）など、国や地方公共団体、国際機関などが推進する環境保全に関する施策とも十分な共同歩調を図っていきます。

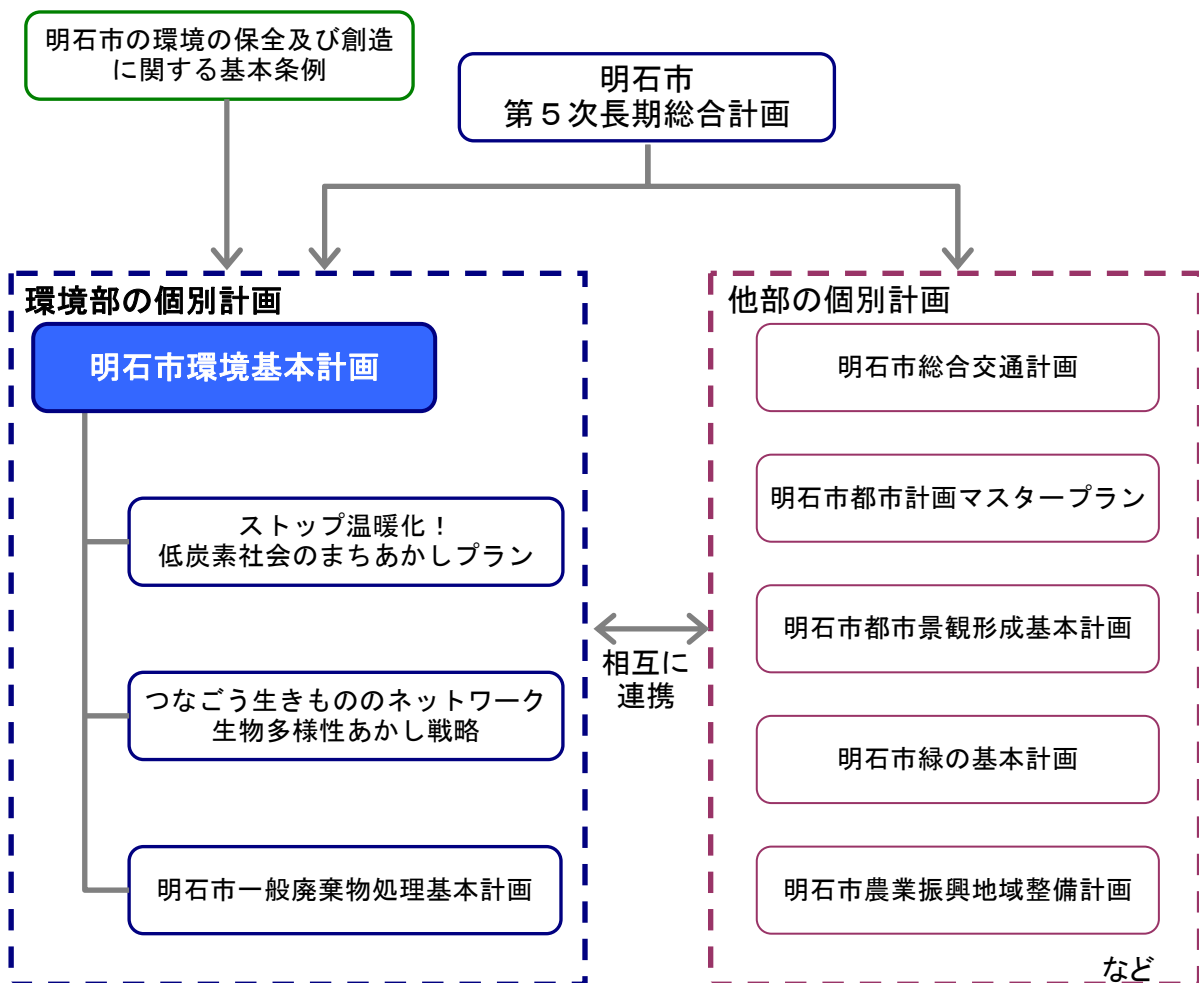


図 1-1 本計画の位置づけ

(5) 計画の対象

本計画では次に示す範囲を対象とします。

1) 対象とする環境

- ①地球環境（地球温暖化）
- ②自然環境（生物多様性）
- ③廃棄物
- ④典型7公害*
- ⑤身近な空間における環境（緑、水辺、景観、公園、歴史・文化施設など）

2) 対象地域

明石市の行政区域全体を対象地域とします。ただし、国、近隣自治体などの関連機関と共同歩調をとる必要がある問題については、地形、流域、生態系などを考慮しつつ、その問題解決に取り組んでいきます。

(6) 計画の期間

計画期間は、平成 23(2011)年度から平成 32(2020)年度までの 10 年間としますが、将来世代に及ぶ環境までを視野に入れて、計画を定めます。

* 環境基本法では、「公害」とは『環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる①大気汚染、②水質汚濁（水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む）、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く）、⑦悪臭 によって、人の健康または生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む）に係る被害が生ずることをいう』と定義されています。（明石市環境基本条例でも同内容の定義がされています。）

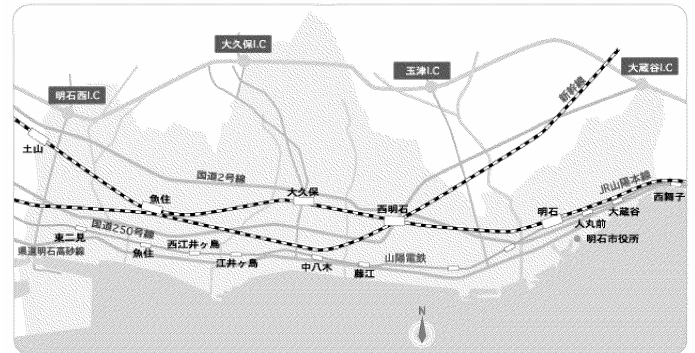
第2章 明石市の環境の現状

(1) 市域の概況

1) 位置

本市は、兵庫県中南部に位置し、東及び北は神戸市に、西は加古川市、播磨町、稲美町と接しています。

市域は、東西 15.6km、南北 9.4km、市域面積 49.25km²となっています。



資料：明石市 HP

資料：「明石市第5次長期総合計画」

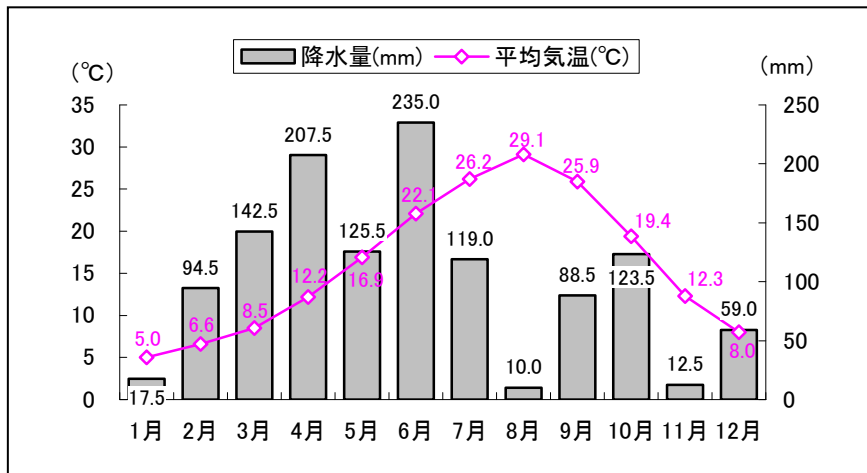
図 2-1 明石市の位置

2) 地勢・気候

本市は、六甲山地西麓に広く発達する広大な段丘面が播磨灘に接する位置に相当し、明石川以西の地域は、いなみの台地と呼ばれる台地上に位置します。

本市の平成 22 年の気温は、平均 16.0℃、最高 35.3℃、最低-2.1℃です。

年間降水量は、約 1,235mm となっています。



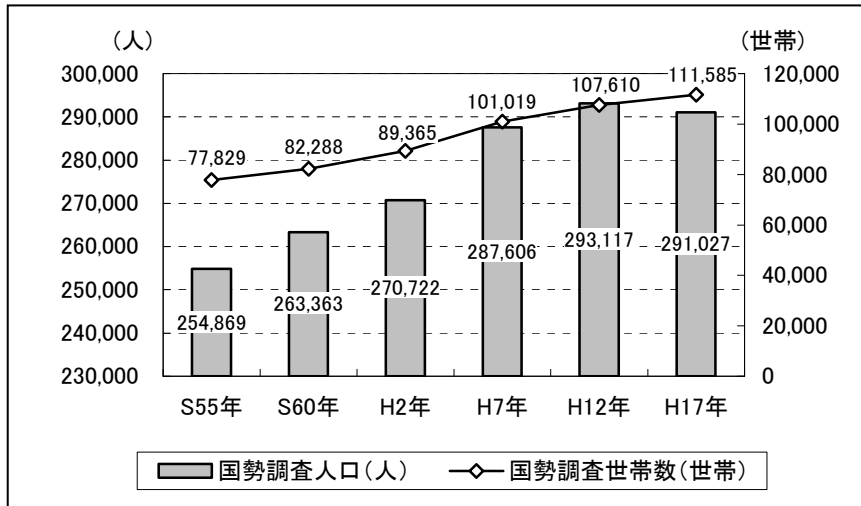
資料：気象庁データ

図 2-2 月別平均気温と降水量(平成 22 年)

3)人口

本市の人口は、平成12年までは増加を続けてきましたが、平成12年から平成17年までの直近の5年間では、2,090人の減少となっています。

世帯数は増加していますが、世帯あたり人員は減少傾向が続いており、平成17年で世帯あたり人員は2.61人となっています。世帯あたり人員の減少は単独世帯や核家族世帯の増加が進んでいることが要因と考えられます。



資料：「明石市統計書 平成22年版」

図 2-3 人口の推移

表 2-1 人口・世帯人員の推移

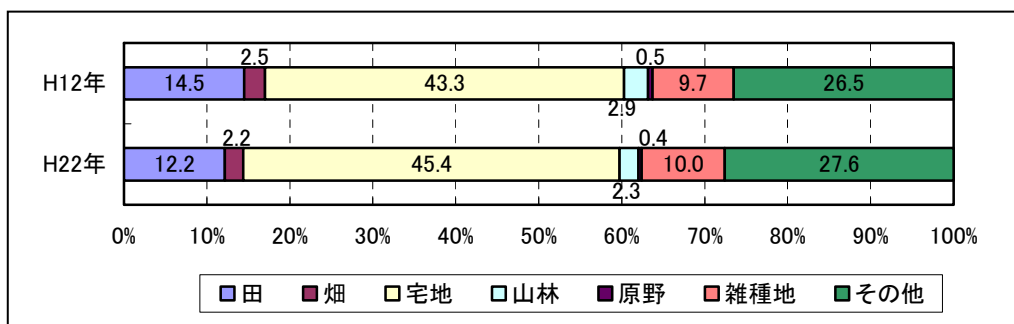
	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年
国勢調査						
国勢調査人口(人)	254,869	263,363	270,722	287,606	293,117	291,027
増加指数(昭和55年=100)	100.0	103.3	106.2	112.8	115.0	114.2
国勢調査世帯数(世帯)	77,829	82,288	89,365	101,019	107,610	111,585
増加指数(昭和55年=100)	100.0	105.7	114.8	129.8	138.3	143.4
世帯あたり人員(人/世帯)	3.27	3.20	3.03	2.85	2.72	2.61

資料：「明石市統計書 平成22年版」

4)土地利用

平成22年の土地利用面積の割合を見ると、「宅地」が最も多く、市域の45.4%を占め、次いで「田」が12.2%、「雑種地」が10.0%となっています。

平成12年と比較すると、「田」が減少し、「宅地」が増加しているのは、農地の宅地化が進んだことが要因と考えられます。



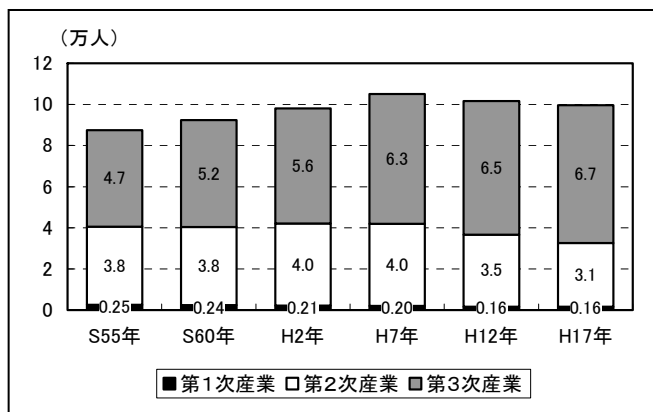
資料：「明石市統計書」(平成12、22年版)

図 2-4 地目別土地利用面積の推移

5) 産業

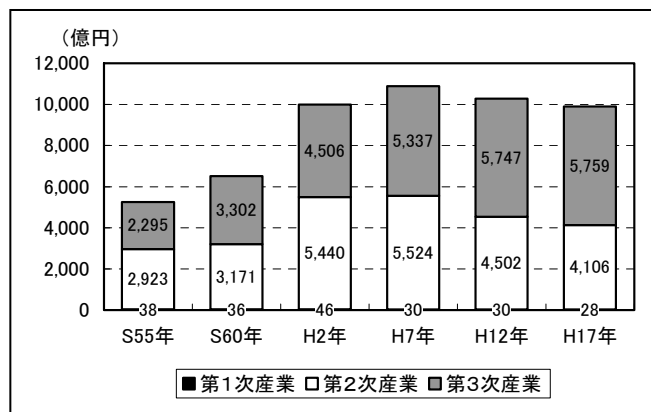
従業地における就業者数をみると、第1次産業および第2次産業で減少が進む一方で、第3次産業では増加しています。

市内全体の総生産額は、減少傾向にあります。



資料：「国勢調査」(総務省)

図 2-5 産業別の就業者数(従業地)



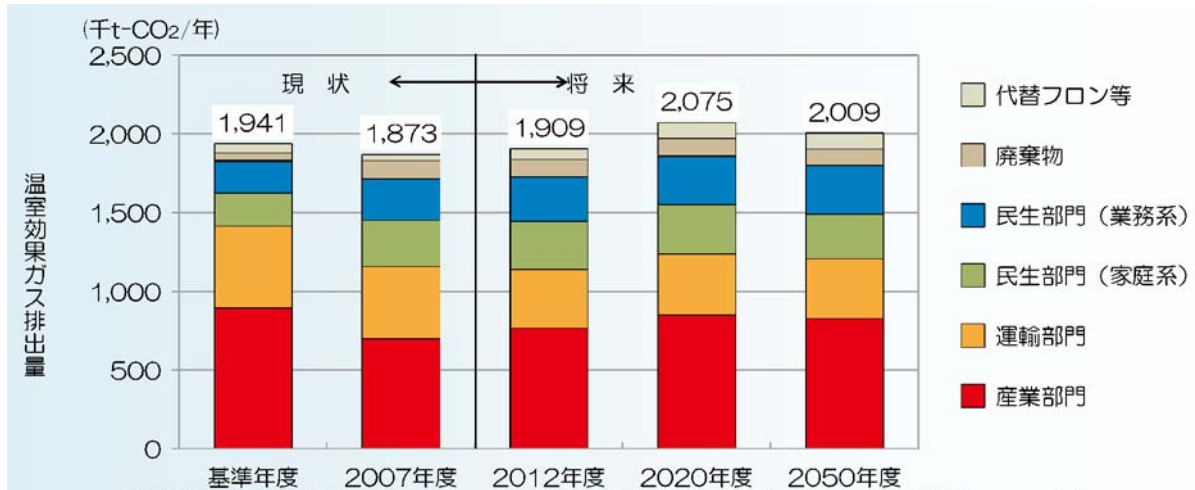
資料：「市町民経済計算」(兵庫県)

図 2-6 産業別の市内総生産額

(2) 環境の現状

1) 温室効果ガス

明石市の温室効果ガス排出量の現状は、基準年度（1990年度）と比べて若干減少していますが、部門別では廃棄物部門、民生部門（業務系）、民生部門（家庭系）からの排出が増加しています。また、今後追加的な対策を行わない場合、将来的には排出が増加することから、温室効果ガスの排出抑制を進めていく必要があります。



資料：「ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン（概要版）」

図 2-7 温室効果ガス排出量の現状と追加的な対策行わない場合の将来推計

明石市では、平成 32（2020）年度までに基準年度比で 25%削減することを目標に、地球温暖化対策に取り組んでいます。

2) 自然環境

明石の代表的な自然環境には、里山林、ため池、河川、海があります。そこには多種多様な生物が生息・生育しており、それぞれの地域の特性に応じた生態系を形成しています。

①里山林の現状

明石市内の山林などの森林面積は、周辺自治体と比べると規模は小さく少ない面積ですが、人工林はなく二次林となっています。その中で、里山林と位置付けられている地域には、魚住町北部地域の金ヶ崎公園、大久保町北部地域の松蔭新田一帯、中心市街地に隣接する明石公園の3箇所があげられます。

②ため池の現状

ため池は農業用水を確保するために築造された人工的な水域ですが、用水供給機能としての役目だけでなく、防災機能（洪水調整）や親水空間、さらには環境学習の場としての利用など、様々な働きをしています。

また、長い年月の間に様々な生きものが移り住み、豊かな生態系が形成され、植物、昆虫、魚、鳥にとって重要なすみかとなっています。

しかし、これらのため池にはブラックバスやブルーギルをはじめ、数多くの外来生物が生息しています。特にミシシippアカミミガメについては、西日本有数の生息地となっています。

③河川の現状

明石市には、市域を北から南に縦断して瀬戸内海に流れ込む河川があります。比較的大きなものとして、朝霧川、明石川、谷八木川、赤根川、瀬戸川があります。

これらの河川は、防災機能（洪水調整）や親水空間、さらには環境学習の場として利用されるとともに、多くの生きものが生息・生育しています。

しかし、これらの河川もため池と同じように、ブラックバス、ミシシippアカミミガメをはじめとする、多くの外来生物が生息しています。

④海岸・沿岸海域の現状

明石市の海辺は釣りサイクリングなど、多くのレクリエーションを楽しむことのできる海浜地となっています。

海岸には、ハマゴウやコウボウシバなどの海浜植物が生育し、浅瀬では甲殻類のヤドカリやカニが生息しています。鳥類のシギやチドリ類がそれらを捕食している姿も見られます。このように、砂浜、干潟、岩礁などの豊かな海岸の環境は、生きものにとって多様な生息・生育環境を提供しています。

また、海中に生育する海草や海藻類は、多くの小型魚類や稚魚などのすみかや産卵場となり、海の基礎生産を担う重要な場所となっています。

3) 廃棄物

ごみ発生量や最終処分量については、現段階で減量目標を達成しているものの、リサイクル量やリサイクル率については、目標の達成には至っていません。

ごみ有料化制度の検討など、循環型社会の実現に向けて、ごみの減量と再資源化に係る施策を更に進めていく必要があります。

(現在、資源循環推進審議会において、一般廃棄物処理基本計画の改定に向けて審議中)

表 2-2 現行計画に掲げる減量目標と達成状況

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 32 年度
	(基準年度)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(第 1 次目標)	(最終目標)
ごみ発生量(t)	145,350	147,349	143,965	134,413	129,449	140,000	134,000
焼却量(t)	115,100	116,385	109,997	104,922	99,390	101,000	97,000
最終処分量(t)	18,163	13,562	11,526	10,022	9,682	14,000	13,000
リサイクル量(t)	28,436	28,733	30,178	29,492	28,591	37,000	36,000
リサイクル率	19.6%	19.5%	21.0%	21.9%	22.1%	26%	27%

参考：全国平均のリサイクル率 20.3% (平成 20 年度)

資料：第 16 回資源循環推進審議会 資料

4) 地域環境

① 大気

ア) 現状

a) 窒素酸化物^{※1}

二酸化窒素の環境中の濃度は、近年は減少傾向にあります。

過去 5 年間に於いて全測定局 (5 局)^{※2}で環境基準^{※3}を達成しました。

b) 粒子状物質 (浮遊粒子状物質)

浮遊粒子状物質の環境中の濃度は、王子、大久保及び二見局はほぼ横ばい傾向で、林崎、大久保局は若干の減少傾向を示しています。

過去 5 年間に於いて全測定局 (5 局) で環境基準^{※4}を達成しました。

c) 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、一般環境大気測定局で測定しており、近年減少の傾向にありますが、環境基準^{※5}については、達成しませんでした。

※1 物を燃やす時に発生し、特に二酸化窒素は鼻やのど、肺などに障害を起こします。

※2 測定局 5 局 一般環境大気測定局：王子測定局、大久保測定局、二見測定局

自動車排ガス測定局：林崎測定局、小久保測定局

※3 二酸化窒素の環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内、またはそれ以下。

※4 浮遊粒子状物質の環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が 0.1mg/m³以下であり、かつ 1 時間値が 0.2 mg/m³以下。

※5 光化学オキシダントの環境基準は、昼間の 1 時間値が 0.06ppm 以下。

イ) 課題

窒素酸化物、浮遊粒子状物質については横ばいまたは、減少傾向にありますが、引き続き工場・事業所への監視・指導や、低公害車等の普及促進などの自動車環境対策を継続していく必要があります。大気中に浮遊する粒子のうち粒径が2.5マイクロメートル以下の微小粒子状物質(PM2.5)について環境基準が平成21年9月に設定され、本市としても測定器の設置などを行っているところですが、成分分析などの取り組みを進めていく必要があります。また、全国的にも環境基準を達成していない光化学オキシダントについては、国・兵庫県と連携した広域的な対策を強化する必要があります。

②水質

ア) 現状

a) 河川水の調査

現在、本市で水質測定を実施している河川は、類型^{※1}を設定している明石川、谷八木川の2河川と赤根川、瀬戸川、朝霧川の3河川があります。環境基準達成状況については、全ての測定地点において健康項目^{※2}についての環境基準を達成しました。生活環境項目については、明石川下流(嘉永橋)でC類型、谷八木川全域(谷八木橋)でE類型に環境基準が設定されていますが、有機汚濁の代表的指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)を含め、全ての項目で両地点とも環境基準を達成していました。

赤根川及び瀬戸川の水質は、過去5年間ほとんど変化はありませんでした。

朝霧川の水質は、大幅に改善され、近年は良好な水質を維持しています。

b) 地下水調査

地域の全体的な地下水質の概況を把握するため、市内5地点で調査を実施しています。

結果は、これまでの調査と同様、すべての地点で有害物質は環境基準を達成しました。

c) 海水浴場水質調査

市内の海水浴場について水質等の現状を把握し、住民の利用に資するため、大蔵海岸海水浴場(1地点)及び松江海水浴場(2地点)について、実態調査を行いました。

遊泳期間前の調査結果は、環境省の「水浴場に係る判定基準」により、大蔵海岸海水浴場、松江海水浴場ともに「適(水質AA)」でした。近年は、良好な水質を維持しています。

イ) 課題

公共下水道の整備により下水道人口普及率は(平成23年3月末現在)99.1%と高水準ですが、引き続き地域特性に応じた生活排水対策を行うことにより、河川等の水環境を保全するとともに、工場・事業場からの排水に係る監視・指導体制を継続していく必要があります。

※1 河川などには、水道、水産、工業用水、農業用水、水浴などの利用目的に応じて水域類型を設けることができます。明石市内の河川については、明石川、谷八木川に類型を設けています。

BODの環境基準はAA類型：1mg/l以下、B類型：3mg/l以下、C類型：5mg/l以下、D類型：8mg/l以下、E類型：10mg/l以下。

※2 環境基本法に基づいて定められている水質基準のひとつ。水質環境基準には、人の健康の保護に関する基準の「健康項目」と生活環境の保全に関する基準の「生活環境項目」の2つがあります。

③騒音・振動

ア) 現状

a) 都市環境騒音調査

市内全域を東部、中部、西部に地域分けし、各用途地域について、年1回の調査を行っています。全測定地点において、昼間夜間ともに環境基準を達成しました。

b) 自動車交通騒音調査

平成22年度は、市内幹線道路のうち計34道路において評価を実施しました。評価道路全体の環境基準達成率は約97%であり、良好な結果となりました。

c) 山陽新幹線騒音振動調査

市内5地点（旭が丘、谷八木、金ヶ崎、西岡、西二見）で測定した結果、騒音、振動ともに前年の数値と大きな変化はありませんでした。

騒音は、全ての地点において暫定基準※は達成しました。

振動については、全地点において環境省勧告指針値を下回りました。

イ) 課題

工場・事業場の騒音・振動については、規制指導の徹底に加え、環境に配慮した事業活動への転換を促進する必要があります。

また、自動車による騒音・振動については、従来からの監視体制を継続するとともに、関係部局と連携した交通対策や道路対策を推進する必要があります。新幹線による騒音・振動については、従来からの監視体制を継続していく必要があります。

④有害化学物質

ア) 現状

a) 有害大気汚染物質調査

有害大気汚染物質19物質について常時監視を行った結果、環境基準の定められているジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼンはいずれも環境基準を達成しており、その他の物質についても、安全なレベルで推移しています。

b) ダイオキシン類調査

(大気)

廃棄物焼却炉等から排出されるダイオキシン類の汚染状況について、大久保浄化センターと魚住浄水場にて年4回調査しました。

大気中濃度はいずれも環境基準を達成していました。

※ 新幹線に係る暫定基準

環境基準の達成基準の達成に向けた対策の基準

環境基準

①主として住居に供される地域 70db以下

②商工業の用に供される地域、①以外の地域であって通常生活を保全する必要がある地域

75db以下

(水質)

ダイオキシン類の汚染状況を、公共用水域（明石川、谷八木川、赤根川及び瀬戸川）の4地点において水質と底質について調査しました。

調査の結果、水質と底質ともに環境基準を達成しました。

イ) 課題

有害大気汚染物質及びダイオキシン類については、引き続き、法の規定に基づく継続的な監視を行う必要があります。

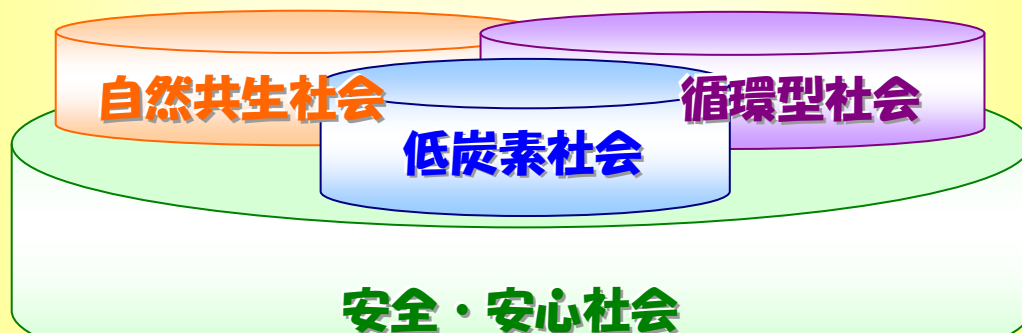
明石市の環境に関するコラムを挿入

明石市のめざす環境像

水辺や里山そしてまちは光に映え、人々がにこやかに集う
人と人が思いやり、地球をいつくしむ
古(いにしえ)に想いをはせ、未来への希望が輝き続けるまち

～恵まれた環境と文化をともに守り育て、将来につなぐまち・あかし～

基本方針



基本理念

- ① 私たちはみんなで考え、行動し、活動の輪を広げていきます
- ② 私たちは環境に調和したくらしと文化を育てていきます
- ③ 私たちは「明石らしさ」を将来世代へ引き継いでいきます
- ④ 私たちは自然に対する畏敬の念を忘れず、市域外の環境にもつながり、成り立っていることの気づきを大切にしていきます

図 3-1 めざす環境像、基本理念、基本方針の関係

(1) 明石市のめざす環境像

1)めざす環境像

明石市のめざす環境像は、おだやかな風土の中で、人々が互いに手を取り合い、地球環境から身近な自然までを大切にしながら、昔のくらしのよいところを受け継ぎ、100年先までもの間、豊かな未来への夢を持ち続けていきたいという市民の想いを表しています。

【めざす環境像】

水辺や里山そしてまちは光に映え、人々がにこやかに集う
人と人が思いやり、地球をいつくしむ
古(いにしえ)に想いをはせ、未来への希望が輝き続けるまち

～恵まれた環境と文化をともに守り育て、将来につなぐまち・あかし～

(2) 計画の基本理念

本市が環境に関わる取り組みを推進するにあたり、基本となる4つの考え方を基本理念とします。

1 私たちはみんなで考え、行動し、活動の輪を広げていきます

- ・ 今日的环境問題は、地球温暖化の問題に代表されるように、すべての人が環境に負荷を与える加害者であるとともに、被害者になっていることが特徴です。すべての人が自らの課題を認識し、行動することが必要不可欠となってきました。
- ・ したがって、本計画では、恵まれた環境の恩恵にあずかっていることと、一人ひとりが環境に負荷を与えていることを認識し、主体的な環境の保全と創造に向けた行動や、環境配慮活動に結び付けていくながら、その活動の輪を広げていくことが必要です。

2 私たちは環境に調和したくらしと文化を育てていきます

- ・ 自然環境と歴史、文化に包まれた豊かな生活環境との共生を実現していくことは、私たちの責務といえます。
- ・ このような立場を自覚し、明石市や地球の環境に調和したくらしと文化を育てていくことが重要です。

3 私たちは「明石らしさ」を将来世代へ引き継いでいきます

- ・ 明石市は、淡路島を臨み、明石海峡から播磨灘に面し、温暖で日照時間が長く、降水量の少ない瀬戸内海型気候に属しています。
- ・ 明石市には、海をはじめとする恵まれた自然環境があり、古くから人々が営んできた歴史・文化、産業（漁業、農業、製造業等）も含めた風土などの「明石らしさ」があります。その「明石らしさ」を将来世代にまで伝えていくことが重要です。

4 私たちは自然に対する畏敬の念を忘れず、市域外の環境にもつながり、成り立っていることの気づきを大切にしていきます

- ・ 平成23年3月に東日本大震災が発生し、被災地のすさまじい様子に、改めて自然の怖さを感じました。
- ・ この震災で得られた『市域外の生態系サービスに依存する食糧あるいは資源やエネルギーなど、市域外の人、もの、生きものなどの環境とつながり、連携して成り立っている』という気づきを大切にしていくことが、市域の環境を保全し創造する第一歩と考えます。
- ・ 環境問題は市域の範囲のみでは捉えきれない課題であり、市域外の地域や流域圏の連携に取り組むことによって、水源や大気の浄化、リサイクルの更なる推進、食糧自給率の向上、自然のネットワークとしての生物多様性の改善がもたらされます。

(3) 基本方針

明石市のめざす環境像を実現するため、次の4つの基本方針を掲げます。

1 低炭素社会の実現

- ・ 本市は古来から、自然に恵まれ風光明媚な場所とともに交通の要所として栄えてきました。
- ・ このような私たちのまちの良好な環境を、将来の子どもたちに引き継いでいくためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を自覚し、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出が少ないライフスタイルや事業活動へと転換していくなど、環境に配慮した行動を起こしていく必要があります。
- ・ 私たちは、明石の良さを活かしながら、明石のまちそのものを低炭素化させていくため、「ストップ温暖化 低炭素社会のまち あかし」を目標に行動を起こすとともに継続していきます。

2 自然共生社会の実現

- ・ 本市には、古くから、生活の一部として利用されてきた「ため池」や「海」、「河川」などの水のつながりや、「明石公園」や「金ヶ崎公園」などの里山林があり、現在も多様な生きものが生息・生育しており、生態系豊かな場所として残されています。
- ・ 私たちは、この残された自然だけでなく、日頃の生活に関わりの深い公園など、身近なまちの自然についても保全・回復していき、未来の子どもたちに「自然と人が共生するまち“あかし”」を引き継ぐ責務を担っています。
- ・ 本市では生物多様性あかし戦略を策定し、身近な場所で生きものが暮らし、自然と人が共生するまちとなるよう、水と緑でつなぐ命のネットワークづくりを推進し、豊かな生態系のネットワークづくりを目指していきます。

3 循環型社会の実現（現在、資源循環推進審議会において審議中）

- ・ 本市のごみ発生量及び最終処分量については、現段階で減量目標を達成しているものの、リサイクル量及びリサイクル率については、目標の達成には至っていない状況です。
- ・ 3R（リデュース〔発生抑制〕、リユース〔再利用〕、リサイクル〔再生利用〕）を中心とする「減量・資源化」の推進に向けた『環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまちあかし』を目指すため、以下の原則に基づいて、今後のごみ処理・減量・資源化の取り組みを推進していきます。
 - ① 発生抑制優先の原則
 - ② 総合的かつ強力なごみ処理マネジメントの原則
 - ③ 環境負荷低減の原則
 - ④ 参加と共生のパートナーシップの原則

4 安全・安心社会の実現

- ・ 上記の「低炭素社会」、「自然共生社会」、「循環型社会」の実現によって構築される持続可能な社会は、公害のない生活環境を作り上げることが前提となります。
- ・ このため、大気、水、土壌などを健全で良好な状態に保全するとともに、騒音・振動や悪臭などの発生を未然に防止するなど環境リスクの少ない安心して暮らせる社会の実現を目指していきます。

第4章 推進施策

(1) 施策の体系

前章のめざす環境像を実現するためには、①「低炭素社会」、②「自然共生社会」、③「循環型社会」、④「安全・安心社会」の実現と⑤「横断的施策」が考えられます。
本計画の施策体系を以下に示します。

基本方針	基本施策
① 低炭素社会 の実現	個別計画：ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン <ul style="list-style-type: none">●市が率先して温室効果ガス削減のための取り組みを行います●市民・事業者に地球温暖化対策の浸透を図ります●都市の低炭素化を図るための環境整備を行います●3Rの推進により、CO₂排出量の削減を図ります
② 自然共生社会 の実現	個別計画：つながり生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略 <ul style="list-style-type: none">●まちの身近な場所に生きものの生息・生育地を広げていきます●まとまりのある生きものの生息・生育地を保全していきます●生物多様性から受ける恵みを持続可能なものにしていきます●学び・守り・育てる仕組みづくりをしていきます
③ 循環型社会 の実現	個別計画：明石市一般廃棄物処理基本計画 <ul style="list-style-type: none">●ごみの減量をすすめるためのシステムを整備します●ごみの適正処理を推進します●施設整備を計画的に推進します
④ 安全・安心社会 の実現	<ul style="list-style-type: none">●地域環境を調査・測定し、環境保全に努めます●人の健康や生活環境へのリスクの少ない社会を目指します
⑤横断的施策 <ul style="list-style-type: none">●環境学習を推進し、人材育成を図ります●環境に調和したライフスタイルを推進します●歴史・文化を守り、明石らしさを伝える市民文化を保存します●市民・事業者・行政の協働による取り組みを推進します	

図 4-1 施策の体系

(2) 実現に関する基本施策

1) 低炭素社会の実現

明石市の地球温暖化対策は、市が率先して施策を実施し、市民・事業者の自主的な取り組みを促すとともに、都市の低炭素化、3Rによる資源循環の推進を図ります。

基本施策 1 市が率先して温室効果ガス削減のための取り組みを行います

基本施策 2 市民・事業者に地球温暖化対策の浸透を図ります

基本施策 3 都市の低炭素化を図るための環境整備を行います

基本施策 4 3Rの推進により、CO₂排出量の削減を図ります

2) 自然共生社会の実現

明石市内の身近な場所で生きものが暮らし、自然と人が共生するまちとなるよう、水と緑でつなぐ命のネットワークづくりを推進し、豊かな生態系ネットワークづくりを目指すため、次の4つの基本方針を定めます。

基本施策 5 まちの身近な場所に生きものの生息・生育地を広げていきます

基本施策 6 まとまりのある生きものの生息・生育地を保全していきます

基本施策 7 生物多様性から受ける恵みを持続可能なものにしていきます

基本施策 8 学び・守り・育てる仕組みづくりをしていきます

3) 循環型社会の実現

3R（リデュース〔発生抑制〕、リユース〔再利用〕、リサイクル〔再生利用〕）を中心とする「減量・資源化」の推進に向けた循環型社会を実現していくため、次の3つの基本方針を定めます。

（現在、資源循環推進審議会において、一般廃棄物処理基本計画の改定に向けて審議中）

基本施策 9 ごみの減量を進めるためのシステムを整備します

基本施策 10 ごみの適正処理を推進します

基本施策 11 施設整備を計画的に推進します

4)安全・安心社会の実現

公害のない快適な生活環境の実現に向けて、次の2つの基本方針を定めます。

基本施策12 地域環境を調査・測定し、環境保全に努めます

基本施策13 人の健康や生活環境へのリスクの少ない社会を目指します

5)横断的施策

基本施策14 環境学習を推進し、人材育成を図ります

基本施策15 環境に調和したライフスタイルを推進します

基本施策16 歴史・文化を守り、明石らしさを伝える市民文化を保存します

基本施策17 市民・事業者・行政の協働による取り組みを推進します

第5章 計画の推進

(1) 計画の推進体制

環境基本計画を推進するためには、市が率先して施策を進めるとともに、エコウイングあかしを中心とした協働体制をより充実させ、取り組むことが必要です。

1) 市内の推進体制

明石市では、市の事務・事業における環境保全の取り組みを推進・管理する手法として、明石市環境マネジメントシステムを導入しています。明石市環境基本計画の推進体制についても、明石市環境マネジメントシステムの推進体制を活用します。

2) 環境審議会

環境審議会に、計画の進捗状況を報告し、意見を求めます。環境審議会からの意見を踏まえ、更に計画の展開に反映させます。

3) 各主体との連携

市民、事業者、市民団体、行政などとの協働体制により計画を推進するとともに、環境情報の共有化を図るため、各主体の活動内容や支援策など、様々な情報発信をホームページ等を通じて行える仕組みを整備していきます。

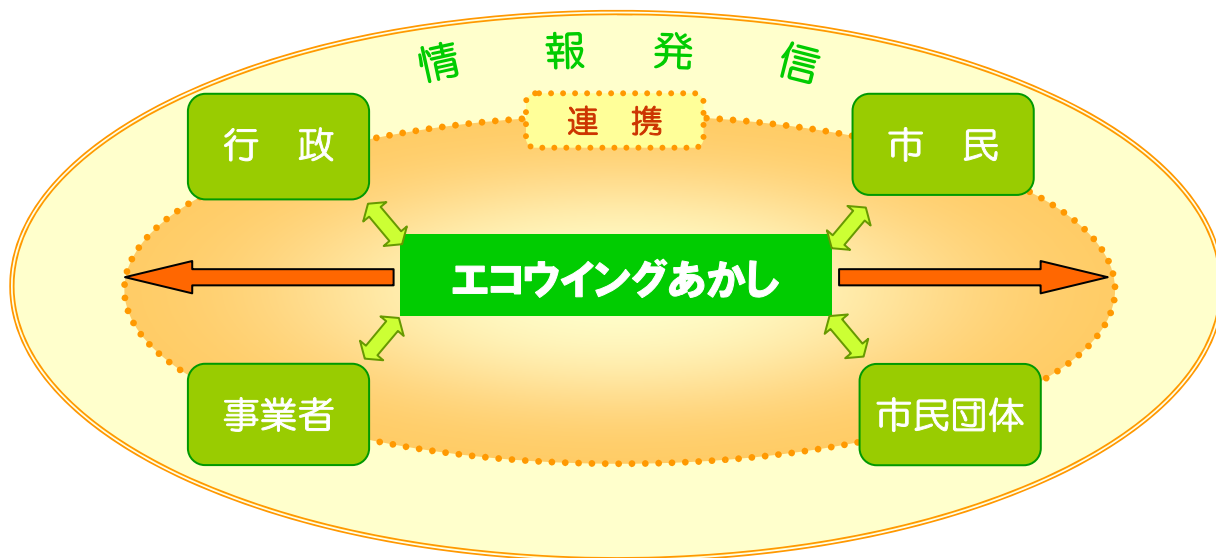


図 5-1 各主体との連携

(2) 計画の進行管理

1) 計画の進行管理

進行管理については、PDCAサイクルにより、取り組みの進捗状況を把握し、点検・評価することにより改善を行い、次の展開に繋げていく必要があります。そのためにも、明石市環境マネジメントシステムを活用した進行管理を行います。

また、年度ごとに計画の進捗状況を把握します。

2) 情報の共有

取り組みの進捗状況については、環境レポートにとりまとめ、パブリックコメントを実施するとともに、環境審議会からの意見を踏まえ、市のホームページなどを通じて公表します。また、公表した環境レポートに対しても、市民等から意見を求め、更なる施策の推進・改善を図ります。

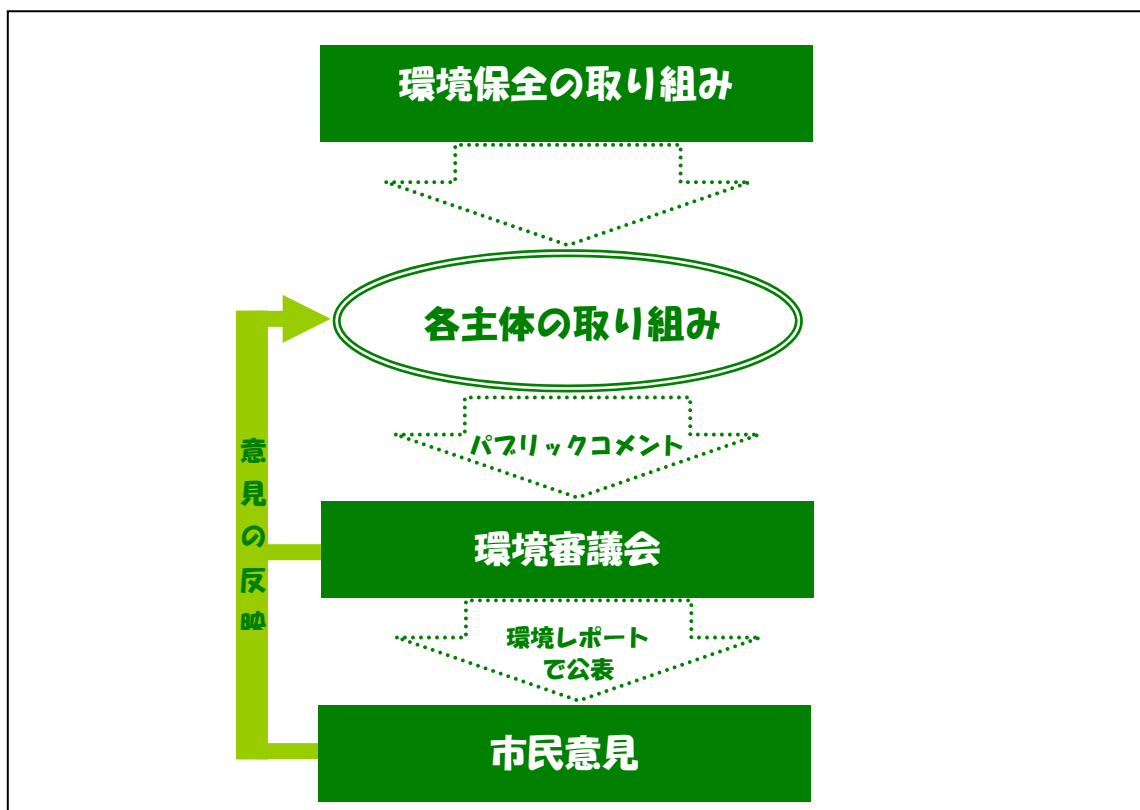


図 5-2 計画の進行管理

(3) 計画の見直し

環境問題に関する国内外の動向、社会情勢の変化、景気の動向、技術の進歩等を踏まえ、計画を見直します。

見直し期間は5年としますが、国等の環境問題に対する方針や社会情勢の大きな変化がある場合は、随時見直しを行います。

なお、見直しに当たっては、明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例の規定により、環境審議会に意見を求めます。

第6章 環境行動指針

明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例第7条では、環境基本計画策定において、環境行動指針を定めることとなっており、同条例第9条では、「事業者及び市民は、その社会経済活動のあり方、生活様式のあり方等を環境行動指針に適合させるように努めなければならない」としています。

環境行動指針とは、「市、事業者及び市民が環境の保全及び創造のために行動する上において配慮すべき指針」であり、以下に示す方針に基づき、それぞれの立場から環境行動を進めていきます。なお、具体的な環境行動については、各個別計画^{注)}を参考にします。

注) ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン
つなごう生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略
明石市一般廃棄物処理基本計画

(1) 市の環境行動指針

市は自らが大規模な事業者の一つであると捉え、市が行う事務・事業の実施によって環境に影響を及ぼしている中で、明石市環境マネジメントシステムに基づき、まず市が率先して環境保全及び創造のための行動に取り組みを推進していくことが求められます。

また、市民や事業者とともに連携して、環境保全及び創造のための行動を推進するため、市民や事業者の行動への支援や啓発活動を進めていきます。

(2) 事業者の環境行動指針

事業者は環境関連法令の遵守にとどまらず、事業活動が環境に及ぼす影響を十分認識したうえで、それぞれの事業分野に応じた環境負荷の抑制はもとより、省エネルギーなど環境と調和した行動が求められます。

また、地域での環境保全及び創造のための活動に協力・参加するとともに、事業者としての行動をPRし、広めていくことも重要です。

(3) 市民の環境行動指針

市民は、日常生活において資源やエネルギーを大量に消費する生活様式を見直し、家庭や職場において継続的に実践することのできる、省資源や省エネルギーへの積極的な行動が求められます。

また、地域での環境保全及び創造のための活動への積極的な参加により、一市民としての行動から地域全体としての行動に広げていくことも重要です。